

平成30年度 生活衛生・食品安全関係予算案の概要

平成29年12月

厚生労働省医薬・生活衛生局(生活衛生・食品安全部門)

※他省庁、他局計上分を含む

1. 食の安全・安心の確保など

136億円(127億円)

(1) 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進

1,310百万円(1,259百万円)

残留農薬の基準設定について、国際的に用いられる急性毒性の指標(急性参照用量(ARfD)(※))を考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、残留基準の適否を確認する分析法の開発を推進するとともに、残留農薬等の基準等の設定をより迅速に行えるよう、技術専門職員を増員するなど審査体制を強化する。

※急性参照用量(ARfD): ヒトがある物質を24時間または、それより短時間の間の経口摂取を行っても、健康に悪影響が生じないとされる体重1kg当たりの摂取量

(2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進【一部新規】

309百万円(262百万円)

食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、「未来投資戦略2017」に掲げる食品の輸出促進につなげるため、国内のHACCP(※1)の制度化を推進する。さらに、食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤システム整備(※2)を進める。もって飲食に起因する事故の発生を防止し、あわせて食品等事業者の行政手続コスト及び地方自治体の業務の軽減を図る。

(※1) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

(※2) システム開発経費は平成30・31年度の国庫債務負担行為(3.4億円)として計上

(3) 検疫所における水際対策等の推進

10,848百万円(10,086百万円)

① 観光立国推進に対応した検疫体制の計画的整備【一部新規】

10,848百万円の内数(10,086百万円の内数)

「観光立国推進計画」及び「明日の日本を支える観光ビジョン」(訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするなどの目標)を踏まえ、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人員の確保や患者搬送車両等の体制整備を行う。

② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

10,848百万円の内数(10,086百万円の内数)

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する。

(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

1,172百万円(1,122百万円)

① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進

736百万円(686百万円)

食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

427百万円(427百万円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築【一部新規】

379億円（359億円）
※他省庁計上分を含む

水道施設の耐震化・広域化、安全で良質な給水を確保するための施設整備など緊急性の高い事業について引き続き支援を行うとともに、コンセッションの推進や先端技術を活用した効率的で付加価値の高い水道サービス実現のための支援など、将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道の構築を図る。

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など【一部新規】

46億円（41億円）

生活衛生関係営業における生産性向上を推進するため、業務改善に取り組みやすくするためのガイドライン・マニュアルの普及や活用の推進を図るとともに、最低賃金の引上げの影響が大きい生活衛生関係営業者に対する収益力向上等に関するセミナー等の実施や、業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

4. 復興関連施策（復興庁計上）

・食品中の放射性物質対策の推進

97百万円（97百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

・水道施設の災害復旧に対する支援

64億円（108億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

・被災した生活衛生関係営業者への支援

4.3億円（3.6億円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

平成30年度 生活衛生・食品安全関係予算(案)総括表

1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 当初予算額 (A)	平成30年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 率 (B)/(A)
1 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,259 > 1,259	< 1,310 > 1,310	< 51 > 51	104.1% 104.1%
(1)残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,113 > 1,113	< 1,072 > 1,072	< △ 41 > △ 41	96.3% 96.3%
(2)食品用容器包装などの安全確保対策の推進	< 81 > 81	< 174 > 174	< 93 > 93	214.8% 214.8%
(3)食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 40 > 40	< 40 > 40	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(4)健康食品の安全確保対策の推進	< 25 > 25	< 25 > 25	< 0 > 0	100.0% 100.0%
2 HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進	< 262 > 240	< 309 > 288	< 47 > 48	117.9% 120.0%
(1)食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 163 > 150	< 159 > 148	< △ 4 > △ 2	97.5% 98.7%
(2)輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 99 > 89	< 150 > 140	< 51 > 51	151.5% 157.3%
3 検疫所における水際対策等の推進	< 10,086 > 10,086	< 10,848 > 10,848	< 762 > 762	107.6% 107.6%
(1)観光立国推進に対応した検疫体制の計画的整備	< 10,086 > 10,086	< 10,848 > 10,848	< 762 > 762	107.6% 107.6%
(2)輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	< 10,086 > 10,086	< 10,848 > 10,848	< 762 > 762	107.6% 107.6%
4 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,122 > 436	< 1,172 > 436	< 50 > 0	104.5% 100.0%
(1)食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(2)食品の安全の確保に資する研究の推進	< 686 > 0	< 736 > 0	< 50 > 0	107.3% —
(3)カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 427 > 427	< 0 > 0	100.0% 100.0%
合計(一般会計)	< 12,730 > [6,990] 12,020	< 13,639 > [7,431] 12,882	< 910 > [441] 862	107.1% 106.3% 107.2%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

食品中の放射性物質対策の推進	97	97	0	100.0%
----------------	----	----	---	--------

- 注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。
 ②. 上段< >は他局計上分を含む。
 ③. 3には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の []は検疫所の人件費分。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 35,927> 25,991	< 37,918> 30,112	4,121	115.9%	
1. 施設整備費等(※)	< 35,820> 25,884	< 37,820> 30,014	4,130	116.0%	
(1) 水道施設整備費補助	< 18,479> 8,549	< 17,483> 9,680	1,131	113.2%	
(2) 指導監督事務費	< 56> 50	< 53> 50	0	100.0%	・指導監督事務費 50
(3) 補助率差額	2	1	△ 1	50.0%	・北方領土隣接地域振興等事業補助率差額 1
(4) 災害復旧費(東日本大震災を除く)	350	350	0	100.0%	・水道施設災害復旧事業 350
(5) 調査費	33	33	0	100.0%	・水道施設整備事業調査費等 33
(6) 生活基盤施設耐震化等交付金	16,900	19,900	3,000	117.8%	・生活基盤施設耐震化等交付金 19,900
2. 水道安全対策等	107	98	△ 9	91.6%	1. 水道水源水質対策の推進 10 2. 新水道ビジョンの推進 45 水道インフラシステム輸出拡大推進事業 18 水道水質管理向上に関する検討調査費 4 官民連携等基盤強化支援事業費 11 水道の基盤強化方策推進費 5 水道施設強靱化推進事業 7 3. 水質管理等強化の推進 14 4. 給水装置対策の推進 17 5. その他(国際分担金など) 12

(※)上段< >は他省庁計上分を含む。

＜東日本大震災復興特別会計＞

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
水道施設の災害復旧に対する支援	10,821	6,370	△ 4,451	58.9%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 6,370

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 当初予算額 (A)	平成30年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 率 (B)/(A)	備 考
生活衛生関係営業の活性化や振興など	4,130	4,623	493	111.9%	
1 生活衛生金融対策費	3,055	3,445	390	112.8%	株式会社日本政策金融公庫補給金 〔貸付計画額: 1,150億円〕
2 生活衛生関係営業行政経費	1,072	1,176	104	109.7%	
(1) 生活衛生等関係費	30	33	3	110.0%	
ア 生活衛生関係営業振興等対策費	23	27	4	117.4%	新 生活衛生関係営業における生産性 向上推進事業 3百万円
イ 建築物環境衛生管理対策費	7	7	0	100.0%	※ 平成30年度シックハウス対策予算に ついては、左記のほか他部局におい て57百万円を計上。
(2) 生活衛生営業対策費	1,043	1,142	99	109.5%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,043	1,142	99	109.5%	新 生活衛生関係営業収益力向上事業 99百万円増
3 医師等国家試験費	1	1	0	100.0%	
(1) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係営業業者への支援 (復興庁計上)	355	433	78	122.0%	
株式会社日本政策金融公庫出資金	355	433	78	122.0%	

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（概要） H24.9.5成立

カネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、①**基本理念**を定め、②**国等の責務**を明らかにし、③**基本指針**の策定について定めるとともに、④**施策の基本となる事項**を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

基本理念

- *カネミ油症患者の適切な医療の確保。生活の質の維持向上。
- *カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究の推進による診断、治療等の技術の向上。その成果の普及・活用・発展。
- *カネミ油症患者等の人権が尊重され、差別されないよう配慮。
- *原因事業者に対する国の支援は、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨として行われるものとする。

国等の責務

国 基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施

関係地方公共団体 基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施

原因事業者 医療費の支払その他被害の回復の誠実な実施等

国民 正しい知識を持ち、カネミ油症患者等が差別されないよう配慮

基本指針

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な指針を策定

基本的施策

- 原因事業者による医療費の支払その他被害の回復の支援
- カネミ油症患者の健康状態の把握
- 診断基準の見直し及び調査・研究の促進等
- カネミ油症患者に対する医療提供体制の確保
- 症状・治療等に関する情報の収集・提供、相談支援の推進

<附則>

- ・政府は、法律の施行後三年を目途として、施行状況を勘案し、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・経済的社会的環境の変化等により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

カネミ油症患者に対する支援施策について

カネミ油症患者に対する施策については、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、総合的な支援措置を実施している。今後、同法附則の検討規定を踏まえ、次のような支援措置の実施を予定。

現行の施策

<生活面での支援>

政府米の保管委託事業を実施し、カネミ倉庫の一時金(5万円)を支払を確保

健康実態調査を実施し、毎年、健康調査支援金(19万円)を支給

※一時金と健康調査支援金により、年24万円を支給

<医療面での支援>

政府米の保管委託を実施し、カネミ倉庫の医療費の支払を支援

油症治療研究
油症検診

※平成24年12月に油症診断基準を見直し、同居家族認定を実施

支援措置

○検診の充実

患者が、油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実

○治療研究の推進

効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進

○医療提供体制の確保

油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大

○相談体制の充実

都道府県に油症相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築

■ カナシミ油症 累計認定患者数
 ※累計認定患者数には、死亡者数も含む。

H29.12.31 現在

認定 都道府県名	平成23年度 末以前	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度 (~H29.12.31)			累計認定患者数						
		検診 認定	同居 認定	計	検診 認定	同居 認定	計	検診 認定	同居 認定	計	検診 認定	同居 認定	計	検診 認定	同居 認定	計	検診 認定	同居 認定	計	(内) 平成23年度 末以前	(内) 平成24年度 以降の検診 認定	(内) 同居認定				
																					1,966	0	11	11	1,966	34
北海道		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0		0	1				
青森県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
岩手県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
宮城県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
秋田県		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
山形県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
福島県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
茨城県		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
栃木県		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
群馬県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
埼玉県		0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
千葉県		1	2	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	1	5			
東京都		0	3	3	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1		1	6				
神奈川県		0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2				
新潟県		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
富山県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
石川県		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
福井県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
山梨県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
長野県		0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
岐阜県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
静岡県		0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2				
愛知県		0	7	7	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0		0	10				
三重県	1,966	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1,966	0	2	2,318		
滋賀県		0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2				
京都府		0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2				
大阪府		0	9	9	0	2	2	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	1		0	15			
兵庫県		0	2	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	3				
奈良県		0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	5				
和歌山県		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
鳥取県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0		0	1				
島根県		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
岡山県		0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2				
広島県		2	18	20	1	2	3	2	0	2	2	1	3	1	1	2	0	0	0		8	22				
山口県		1	6	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	7				
徳島県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
香川県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
愛媛県		0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2				
高知県		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
福岡県		4	20	24	1	28	29	0	6	6	0	1	1	1	1	2	0	2	2		6	58				
佐賀県		0	3	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		0	6			
長崎県		8	105	113	1	29	30	1	8	9	0	2	2	5	4	9	0	4	4		15	152				
熊本県		0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0		1	2				
大分県		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1				
宮崎県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
鹿児島県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
沖縄県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				
合計	1,966	16	196	212	4	74	78	4	18	22	2	9	11	8	10	18	0	11	11	1,966	34	318	2,318			

食安企発 0628 第 1 号
社援保発 0628 第 1 号
平成 25 年 6 月 28 日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕〔衛生主管部（局）長
民生主管部（局）長〕殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局
保 護 課 長
（公印省略）

カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取扱いについて

平成 24 年 9 月に施行された「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」及び同法に基づき平成 24 年 11 月に告示された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本年度より、カネミ油症患者（カネミ油症事件において健康被害を受けた者として、同法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に対して、健康調査支援金（年額 19 万円）が支給されることとなりました。これは、患者に対する健康実態調査を円滑に実施し、カネミ油症患者の生活の質の維持向上を図ること、ひいてはカネミ油症患者の健康被害の回復に資することを目的としており、カネミ油症健康実態調査に協力した場合に支給されるものです。

また、同法及び同指針を踏まえ、国による支援の下で、過去の訴訟上の和解等に基づく一時金の残余等（年額 5 万円程度）が原因事業者であるカネミ倉庫株式会社よりカネミ油症患者に支払われることとなりました。

健康調査支援金及び一時金の残余等（以下「健康調査支援金等」という。）については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生事務次官通知）第 8 の 3 の（3）のオ「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当するものです。

このため、保護の実施機関の事前承認があるものであって、「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は、生活保護法による収入認定から除外さ

れることとなります。「自立更生のためにあてられる額」としては、カネミ油症患者は、日々の生活において一般的な程度以上に健康状態の維持管理に配慮を要していることから、例えば、

- ① 鍼灸やマッサージの通院など保健医療関連の支出（医療扶助で支給する必要があるものを除く）
 - ② 健康上の理由から身体的な負担を極力軽減するための家庭用耐久消費財、寝具類、家事雑貨の支出
 - ③ 健康上の理由から身体的な負担を極力軽減するために、通常よりも支出を要すると考えられる交通費、通信費、家事サービスの支出
- などが該当するものと考えられますが、個別の認定に当たっては、厚生労働省社会・援護局保護課に情報提供をお願いします。

生活保護における収入認定にあたっては、健康調査支援金等について上記を踏まえた取扱いとなるよう、貴管内市区町村及び関係機関あて周知をお願いします。

油症の診断基準については、時間の経過に伴う症状と所見の変化ならびに分析技術の進歩に伴って、1972年10月26日、1976年6月14日、1981年6月16日、2004年9月29日に追補・改訂等が行われてきた。

今般、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が制定され、同法に基づき「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、国から、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で見直すよう要請されたことから、追補することとした。

発病条件

PCBなどの混入したカネミ米ぬか油を摂取していること。
油症母親を介して児にPCBなどが移行する場合もある。
多くの場合家族発生がみられる。

重要な所見

1. ざ瘡様皮疹
顔面、臀部、そのほか間擦部などにみられる黒色面皰、面皰に炎症所見の加わったもの、および粥状内容物をもつ皮下嚢胞とそれらの化膿傾向。
2. 色素沈着
顔面、眼瞼結膜、歯肉、指趾爪などの色素沈着（いわゆるブラックベイビーを含む）
3. マイボーム腺分泌過多
4. 血液PCBの性状および濃度の異常
5. 血液PCQの濃度の異常（参照1）
6. 血液2, 3, 4, 7, 8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF)の濃度の異常（参照2）

参考となる症状と所見

1. 自覚症状
 - 1) 全身倦怠感
 - 2) 頭重ないし頭痛
 - 3) 四肢のパレステジア（異常感覚）
 - 4) 眼脂過多
 - 5) せき、たん
 - 6) 不定の腹痛
 - 7) 月経の変化
2. 他覚的所見
 - 1) 気管支炎所見
 - 2) 爪の変形
 - 3) 粘液囊炎
 - 4) 血清中性脂肪の増加
 - 5) 血清 γ -GTPの増加
 - 6) 血清ビリルビンの減少
 - 7) 新生児のSFD (Small-For-Dates Baby)
 - 8) 小児では、成長抑制および歯牙異常（永久歯の萌出遅延）

参照1 血中PCQの濃度は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 0.1 ppb 以上 | : 高い濃度 |
| (2) 0.03 ~ 0.09 ppb | : (1)と(3)の境界領域濃度 |
| (3) 0.02 ppb (検出限界) 以下 | : 通常みられる濃度 |

参照2 血中2, 3, 4, 7, 8-PeCDFの濃度は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| (1) 50pg/g lipids 以上 | : 高い濃度 |
| (2) 30pg/g lipids 以上、50pg/g lipids 未満 | : やや高い濃度 |
| (3) 30pg/g lipids 未満 | : 通常みられる濃度 |

また、年齢・性別についても勘案して考慮する。

- 註1. 以上の発病条件と症状、所見を参考にし、受診者の年齢および時間的経過を考慮のうえ総合的に診断する。
2. この診断基準は油症であるか否かについての判断の基準を示したものであって必ずしも油症の重症度とは関係ない。
3. 血液PCBの性状と濃度の異常および血液2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF)の濃度の異常については、地域差、職業などを考慮する必要がある。
4. 測定は油症研究班が適切と認めた精度管理が行われている検査機関にて行う。

追補：油症患者（同居家族）に関する条件

油症発生当時に、油症患者（本追補により油症患者とみなされた者を除く。）と同居し、カネミ倉庫製の、PCB等が混入していた当時の米ぬか油を摂取した者で、現在、心身の症状を有し、治療その他の健康管理を継続的に要する場合には、油症患者とみなす。

油症相談支援員の概要について

○ 資 格

原則として、看護師、准看護師、保健師、社会福祉士、栄養士のいずれかの資格を有し、3年以上の相談業務の実務経験を有する者。ただし、これらの資格を有しない者であっても、これに準ずる者として、相談支援員として適当と認められる者

○ 職名・要件

- (1) 職 名 : 油症相談支援員
- (2) 要 件 : カネミ油症の患者と信頼関係を構築できるよう、カネミ油症に関する知識の習得、適切な相談対応、患者情報の守秘に対応できる者

○ 主な業務内容

- (1) 患者情報の把握
健康実態調査の調査結果をもとに認定患者の状況等について把握。
- (2) 日常の電話相談や対面相談
認定患者からのカネミ油症に関する様々な相談に対応する。(必要に応じて、油症治療研究班や九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターなど関係機関と連携)
- (3) 油症検診時の面談
油症検診に参加し、認定患者との面談により、健康状況を把握。症状や病気に対する不安や生活面等の相談に対応できるようにする。
- (4) 患者宅への訪問面談
患者の健康管理と日常生活への支援を目的として、適宜訪問を実施する。
- (5) 研修会への参加
カネミ油症に関する知識の向上や相談業務の情報共有等を行うことを目的として、年1～2回程度関係者が一同に会する研修会に参加。
- (6) その他
その他国の指定するカネミ油症に係る業務を実施。

5

カネミ油症患者の 同居家族の 認定申請のご案内

平成24年12月から、油症診断基準が改定され、カネミ油症認定患者の油症発生当時の同居家族の方が、新たに認定の対象となりました。

新たに認定の対象となる方

- 1) から3) をすべて満たす方が対象となります
- 1) 油症発生当時、油症患者（認定患者※）と同居していた
※同居家族認定患者は除く。
 - 2) 油症発生当時、カネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した
 - 3) 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要

※申請の受付はお住まいの都道府県等で行います。

先ずは、最終ページにあります相談窓口一覧からお住まいの都道府県にご相談ください。

厚生労働省

申請手続きの流れ

1 申請書類の準備

(1) お住まいの都道府県等のホームページからダウンロードもしくは窓口で直接又は郵送で書類を入手いただけます。

① 認定申請書

→今回、認定申請される方ご自身で記入して下さい。

② 医師の意見書

→現在の心身の症状について、申請される方ご自身で記入するとともに、かかりつけのお医者さんに記入してもらって下さい。

(2) お住まいの市区町村等で、同居を確認する書類を入手いただけます。

③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

詳細

2 申請書類の提出

申請書類を都道府県等に提出して下さい。

① 認定申請書 ② 医師の意見書

③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

※郵送でも受け付けます。(FAXでは受理できません)



申請された都道府県等が結果を通知します。

★ 油症患者として認定されると、次のような支援が受けられます。

- 国の健康実態調査に協力した場合に、年19万円の「健康調査支援金」
- カネミ倉庫株式会社から、
 - ・油症と関連する医療費の自己負担分
 - ・年5万円程度の給付金

昭和43年の事件当時、認定患者と同居 していたことが確認できる書類

以下の書類で同居を確認します。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

昭和43年の事件当時、申請者と認定患者が以下のいずれかに該当する場合は、
家族関係を確認する書類

- ① 夫婦関係
- ② 親子関係で、子は高校3年相当以下の未婚
- ③ 兄弟姉妹で、皆高校3年相当以下の未婚

<家族関係を示す書類>

戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本

【市区町村で入手して下さい】

※兄弟姉妹が現在結婚している場合は、結婚前のもの（親の戸籍謄本など）が必要です。また認定患者が既に死亡されている場合は、死亡時の住所地の市区町村に申請が必要です。

上記以外の場合は、家族関係と同居を確認する書類

次の1, 2の両方が必要です。

<1. 家族関係を示す書類>

戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本

【市区町村で入手して下さい】

※申請者と認定患者が同一の戸籍にない場合は、親族関係を確認するため、複数のものが必要な場合があります。

<2. 同居していたことを示す書類（①か②のいずれか）>

① 事件当時の住所がわかる書類。

※事件当時の住所が記載された「戸籍の附票の写し」、事件以前から現在まで現住所に住んでいる場合「住民票の写し」など

② ①がない場合、A～Cの全て

A 申請者と認定患者の戸籍の附票の廃棄済証明書

【市区町村で入手して下さい】

B 当時の生活地域がわかる資料等（卒業証書、在職証明書等）

※Bがない場合は、Cを「三親等以内の親族以外の第三者2名による陳述書」とすることも可能。

C 当時同居していた状況がわかる申請者ご本人以外の2名による陳述書

カネミ油症に関する都道府県相談窓口

平成29年4月現在

北海道	011-204-5261	保健福祉部健康安全局食品衛生課
青森県	017-734-9214	健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ
岩手県	019-629-5323	環境生活部県民くらしの安全課
宮城県	022-211-2644	環境生活部食と暮らしの安全推進課
秋田県	018-860-1593	生活環境部生活衛生課
山形県	023-630-2276	環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課
福島県	024-521-7245	保健福祉部食品生活衛生課
茨城県	029-301-3424	保健福祉部生活衛生課食の安全対策室
栃木県	028-623-3109	保健福祉部生活衛生課食品安全推進班食品衛生チーム
群馬県	027-226-2443	健康福祉部食品安全局衛生食品課
埼玉県	048-830-3608	保健医療部食品安全課
千葉県	043-223-2638	健康福祉部衛生指導課企画調整班
東京都	03-5320-4405	福祉保健局健康安全部食品監視課
神奈川県	045-210-4940	保健福祉局生活衛生部生活衛生課
新潟県	025-280-5205	福祉保健部生活衛生課
富山県	076-444-3230	厚生部生活衛生課
石川県	076-225-1443	健康福祉部薬事衛生課
福井県	0776-20-0354	健康福祉部医薬食品・衛生課
山梨県	055-223-1489	福祉保健部衛生薬務課
長野県	026-235-7155	健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
岐阜県	058-272-8280	健康福祉部生活衛生課
静岡県	054-221-2538	健康福祉部衛生課
愛知県	052-954-6297	健康福祉部保健医療局生活衛生課
三重県	059-224-2343	健康福祉部食品安全課
滋賀県	077-528-3643	健康医療福祉部生活衛生課食の安全推進室
京都府	075-414-4773	健康福祉部生活衛生課
大阪府	06-6944-6705	健康医療部食の安全推進課
兵庫県	078-341-7711	健康福祉部健康局生活衛生課
奈良県	0742-27-8681	くらし創造部消費・生活安全課
和歌山県	073-441-2624	環境生活部県民局食品・生活衛生課
鳥取県	0857-26-7284	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
島根県	0852-22-5264	健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ
岡山県	086-226-7338	保健福祉部生活衛生課食の安全推進班
広島県	082-513-3106	健康福祉局食品生活衛生課【相談支援員設置】
山口県	083-933-2974	環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班
徳島県	088-621-2229	危機管理部県民くらし安全局安全衛生課
香川県	087-832-3180	健康福祉部生活衛生課
愛媛県	089-912-2395	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
高知県	088-823-9678	健康政策部健康対策課【相談支援員設置】
福岡県	092-643-3280	保健医療介護部生活衛生課【相談支援員設置】
佐賀県	0952-25-7077	健康福祉部生活衛生課
長崎県	095-895-2364	県民生活部生活衛生課食品乳肉衛生班【相談支援員設置】
熊本県	096-333-2247	健康福祉部健康危機管理課
大分県	097-506-3058	生活環境部食品安全・衛生課
宮崎県	0985-26-7076	福祉保健部衛生管理課
鹿児島県	099-286-2786	保健福祉部生活衛生課
沖縄県	098-866-2055	保健医療部生活衛生課

※【相談支援員設置】と記載のある都道府県については、地域にお住まいの方向けに相談支援員を設置しています。

ご相談を希望される方は、上記の相談窓口にお問い合わせ下さい。

※一部都道府県では、市で認定等を行っているところもありますが、まずは上記都道府県までお問い合わせください。

生食発0329第4号

平成28年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部長

(公印省略)

平成28年度カネミ油症健康実態調査等事業の実施について

今般、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号）に基づき、カネミ油症患者の健康実態調査を実施し、カネミ油症に関する研究を更に推進していくため、別紙のとおり「平成28年度カネミ油症健康実態調査等事業実施要領」を定め、実施することとしたので通知する。

別 紙

平成28年度カネミ油症健康実態調査等事業実施要領

1 目的

カネミ油症については、これまでに有効な治療法等が開発されていないこと、また、患者も高齢化が進んでいること等から、カネミ油症患者の協力を得て、調査前後の健康相談等を含めた相談支援体制の整備を図り、病歴、治療歴、現在の健康状態等のデータを的確に収集し、油症研究の加速的推進に役立てることを目的に、健康実態調査を実施する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、厚生労働省とする。なお、健康実態調査等の実施に当たっては、その事務をカネミ油症患者が居住する都道府県に委託して行うものとする。

3 対象者

都道府県知事等が認定したカネミ油症患者とする。ただし、健康実態調査については、調査票回答時点で生存している者を対象とする。

なお、健康実態調査票は、平成28年3月31日現在で生存している者に送付するものとする。

4 事業期間

平成28年3月29日生食発0329第5号「平成28年度カネミ油症健康実態調査の委託について」に基づく契約締結日から平成29年3月31日までとする。

5 事業の内容

(1) 健康実態調査の実施

各都道府県は、健康実態調査に関して以下の業務を行う。

- ①調査票へ患者コード（8桁）※の記載
- ②調査票一式（依頼状、調査票、口座振込依頼書、連絡票等）の配布
- ③調査票、口座振込依頼書、連絡票の受領及び確認
- ④対象者からの求めに応じて、調査員の派遣

⑤健康調査支援金の支給

⑥対象者情報の入力（様式1）

⑦厚生労働省への健康実態調査の調査票及び対象者情報の送付

⑧その他、厚生労働省担当官の指示に基づく健康実態調査に関する業務

※患者コードは、都道府県番号2桁、任意番号2桁、患者番号4桁とし、平成25年度に付与した患者コードを継続して使用すること。

（2）健康調査支援金の支給

①都道府県は、特殊な健康被害を受けたカネミ油症患者の事情に鑑み、調査に協力（データの研究利用に同意しない場合も含む。）し、調査票を提出した対象者に対し、健康調査支援金として、19万円を支給する。

②その他、厚生労働省の指示に基づき、健康調査支援金を支給する。

（3）油症相談支援の実施

以下に示す基準に沿って、相談支援員の設置を行う都道府県については、厚生労働省担当課と事前調整の上、様式2によって申請し、これを実施する。

（油症相談支援員設置及び委託対象経費の基準）

○患者数100人以上の都道府県

都道府県が直接、非常勤職員等として油症相談支援員を新たに雇用する場合の、人件費に相当する経費を含む相談支援に必要な経費のすべてを支払可能とする。

○患者数100人未満の都道府県

既存の職員（常勤・非常勤を問わず、医療機関の職員への委嘱・嘱託等を含む。）を油症相談支援員として活用する場合の、相談支援に必要な旅費及び消耗品費等の雑費に相当する経費のみを支払可能とする。

※人件費に相当する経費として支給する経費（賃金、諸手当、諸謝金、委託費等）については、各都道府県の支給規定等に基づき、同等の業務に従事している当該都道府県の職員に対して支給される額を基本とし、外部に委託する場合も、これと同等の金額の範囲で支払いを認める。

※人件費以外の相談支援に必要な経費とは、相談支援員の業務に直接必要となる、旅費、諸謝金、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料に限るものとする。

なお、油症相談支援の具体的内容としては、油症相談支援員を相談窓口等に設置し、調査対象者からの健康相談への対応等、以下の業務を実施するものとする。

①患者情報の把握

患者情報を把握するため、健康実態調査の調査結果をもとに認定患者の状況等について積極的に情報を収集する。

②日常の電話相談や対面相談

油症治療研究班に所属する油症相談員の指導・連携のもと、認定患者からのカネミ油症に関する様々な相談に対応。必要に応じて、九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターなど関係機関との連絡調整を実施する。

③油症検診時の面談（患者の健康管理と日常生活への支援）

油症治療研究班に所属する油症相談員の指導・連携のもと、油症検診時における認定患者との面談を実施する。また、油症検診に帯同し、認定患者との面談を行い、症状の経過や新たな疾患の発症状況等について確認し、健康状況を把握する。さらに、症状や病気に対する不安や生活面等の相談に対応する。

なお、相談内容により、必要に応じて、各油症相談員、九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターなど関係機関との連絡調整を行う。

④患者宅への訪問面談

患者の健康管理と日常生活への支援を目的として各自治体の実情に応じた訪問を実施する。

⑤研修会への参加

油症治療研究班と連携し、カネミ油症に関する知識の向上や相談業務の情報共有等を行うことを目的として、年1～2回程度関係者が一同に会する研修会等に参加する。

⑥その他

その他、国の指定するカネミ油症に係る業務を実施する。

(4) 対象者への記載内容の確認

厚生労働省による調査票の集計・分析過程において、記載内容の確認が必要となった場合、厚生労働省からの求めに応じて、対象者への確認を行う。

6 健康実態調査の集計

厚生労働省は、都道府県から送付された調査票等を集計し取りまとめる。

7 健康実態調査の公表

健康実態調査の集計結果については、厚生労働省が公表する。

8 他の都道府県への協力依頼

厚生労働省は、本実施要領の円滑な施行のため、必要に応じ、油症患者が居住する都道府県に対し、協力を依頼するものとする。

9 調査票の提出期限

都道府県は、委託を受けた本事業の結果を取りまとめ、下記に定めるとおり報告書等を提出すること。

(1) 健康実態調査報告書（健康実態調査の調査票及び対象者情報）の提出期限、提出先及び部数

提出期限：平成28年7月31日

提出場所：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課

提出部数：調査票、対象者情報（CD-R等）1式

(2) 相談支援員活動報告書（様式3）の提出期限、提出先及び部数

提出期限：毎月10日までに、前月分の実績を提出すること

提出場所：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課

提出部数：報告書1部

(3) 事業完了報告書の提出期限、提出先及び部数

提出期限：平成29年4月11日

提出場所：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課

提出部数：1部

10 守秘義務

(1) 都道府県は、本事業の成果又は、提供を受けた資料について、善良たる管理者として利用・保管し、秘密の保持等については、万全の措置を講ずるものとする。

(2) 都道府県は、特に個人が特定され得るものに係る情報の取扱については、

その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨、指導するものとする。

11 その他

都道府県は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、又は本実施要領に記載のない細部事項について必要と認めるときには、厚生労働省担当部局と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(様式2)

第 ○ ○ ○ 番
平成28年○月○日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

○ ○ ○ 知 事

平成28年度カネミ油症健康実態調査等事業の委託について（申請）

平成28年3月29日付け生食発0329第4号で、実施要領の通知があった平成28年度カネミ油症健康実態調査等事業に関し、実施要領5（3）の油症相談支援について、実施要領のとおり委託を受けたいので、申請する。

(様式3)

油症相談支援員活動報告書

平成 年 月 日

都道府県名

No	日付	性別	相談区分 (該当する区分に○を記載)			相談内容	備考
			認定患者	未認定患者	その他 (患者家族等)		
例	1月1日	男性			○	知人に油症と思われる者がいるのだけけれど、油症の証明はどうかやっただけでもらえるのか？ 油症の症状が出た場合はどこを受診したらいいのか？ —油症認定までの流れについて説明した。 また、油症センターのHPを案内し、油症に関する情報をご覧頂くようお願いした。	
1							
2							
3							
4							
5							

※油症相談支援員の活動実績がなかった場合も、「該当なし」と記載して提出すること。(油症相談支援の委託を受けておらず、相談支援員を設置していない都道府県は、提出の必要はない。)

衛 食 第 9 1 号

平成 3 年 7 月 8 日

(平成 8 年 9 月 1 9 日改正 衛 食 第 2 4 0 号)

(平成 1 6 年 7 月 3 0 日改正 食 安 企 発 第 0 7 3 0 0 0 1 号)

(平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日改正 食 安 企 発 第 1 1 1 5 0 0 1 号)

(平成 2 1 年 4 月 1 日改正 食 安 企 発 第 0 4 0 1 0 0 1 号)

(平成 2 5 年 2 月 2 7 日改正 食 安 企 発 0 2 2 7 第 1 号)

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 (局) 長 殿

厚 生 省 生 活 衛 生 局 食 品 保 健 課 長

(公 財) ひ かり 協 会 の 行 う 事 業 に 対 す る 協 力 に つ い て (依 頼)

(財) ひ かり 協 会 の 行 う 森 永 ひ 素 ミ ル ク 中 毒 被 害 者 救 済 事 業 (以 下 「 協 会 事 業 」 と い う 。) に つ い て は か ね て よ り 御 配 慮 を 煩 わ し て い る と こ ろ で あ る が 、 森 永 ひ 素 ミ ル ク 中 毒 被 害 者 も 3 0 歳 代 半 ば に 達 し 、 親 の 高 齢 化 、 社 会 情 勢 の 変 化 等 に 伴 い 、 協 会 事 業 は 一 層 重 要 性 を 増 し て い る こ と に か ん が み 、 貴 職 に お か れ ま し て も 、 下 記 事 項 に 留 意 の 上 、 協 会 事 業 の 推 進 に 御 協 力 を お 願 い す る 。

平成 8 年 9 月 1 9 日 衛 食 第 2 4 0 号 前 文

標 記 に つ い て は 、 「 三 者 会 談 確 認 書 (昭 和 4 8 年 1 2 月 2 3 日) 」 に 基 づ き 、 「 (財) ひ かり 協 会 の 行 う 事 業 に 対 す る 協 力 に つ い て 」 (平 成 3 年 7 月 8 日 衛 食 第 9 1 号 厚 生 省 生 活 衛 生 局 食 品 保 健 課 長 通 知 。 以 下 「 衛 食 第 9 1 号 通 知 」 と い う 。) に よ り 御 協 力 を お 願 い し て い る と こ ろ で あ る が 、 森 永 ひ 素 ミ ル ク 中 毒 被 害 者 も 4 0 歳 代 に 達 す る と と も に 、 福 祉 関 係 八 法 改 正 、 地 域 保 健 法 の 制 定 等 に 伴 い 、 保 健 福 祉 分 野 に お け る 市 町 村 の 役 割 の 重 要 性 が 増 大 し て き て い る こ と 等 に か ん が み 、 衛 食 第 9 1 号 通 知 の 一 部 を 下 記 の と お り 改 正 す る こ と と し た の で 、 ご 留 意 の 上 、 協 会 事 業 へ の 一 層 の 御 協 力 を お 願 い す る 。

な お 、 本 件 に つ い て は 、 大 臣 官 房 障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課 ・ 精 神 保 健 福 祉 課 、 健 康 政 策 局 計 画 課 、 老 人 保 健 福 祉 局 老 人 保 健 課 と 協 議 済 み で あ る こ と を 念 の た め 申 し 添 え る 。

平成 1 6 年 7 月 3 0 日 食 安 企 発 第 0 7 3 0 0 0 1 号 前 文

標 記 に つ い て は 、 「 三 者 会 談 確 認 書 (昭 和 4 8 年 1 2 月 2 3 日) 」 に 基 づ き 、 「 (財) ひ かり 協 会 の 行 う 事 業 に 対 す る 協 力 に つ い て 」 (平 成 3 年 7 月 8 日 衛 食 第 9 1 号 厚 生 省 生 活 衛 生 局 食 品 保 健 課 長 通 知 。 以 下 「 衛 食 第 9 1 号 通 知 」 と い う 。) に よ り 御 協 力 を お 願 い し て い る と こ ろ で す が 、 森 永 ひ 素 ミ ル ク 中 毒 被 害 者 も 5 0 歳 代 に 差 し 掛 か る と と も に 、 介 護 保 険 制 度 、 支 援 費 制 度 、 健 康 増 進 法 の 施 行 等 に 伴 い 、 保 健 福 祉 分 野 に お け る 市 町 村 の 役 割 の 重 要 性 が 一 層 増 大 し て き て い る こ と 等 に か ん が み 、 衛 食 第 9 1 号 通 知 の 一 部 を 下 記 の と お り 改 正 す る こ と と し ま し た の で 、 御 留 意 の 上 、 協 会 事 業 へ の 一 層 の 御 協 力 を お 願 い し ま す 。

な お 、 本 件 に つ い て は 、 健 康 局 総 務 課 保 健 指 導 室 ・ 地 域 保 健 室 、 職 業 安 定 局 高 齢 ・ 障 害 者 雇 用 対 策 部 障 害 者 雇 用 対 策 課 、 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課 ・ 精 神 保 健 福 祉 課 、 老 健 局 介 護 保 険 課 ・ 老 人 保 健 課 と 協 議 済 み で あ る こ と を 念 の た め 申 し 添 え ま す 。

平成18年11月15日食安企発第1115001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、障害者自立支援法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、ひかり協会事業への一層の御協力をお願いいたします。

なお、本件については、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成21年4月1日食安企発第0401001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代半ばに差し掛かるとともに、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診等の健康増進事業の実施（平成14年法律第103号）に基づくがん検診等の健康増進事業の実施（平成14年法律第103号）に基づく特高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村（国民健康保険関係部署を含む。以下「市町村」という。）の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いいたします。

なお、本件については、健康局総務課がん対策推進室、生活習慣病対策室及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成25年2月27日食安企発0227第1号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、今後、森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、従来から御協力いただき、きた障害福祉のみならず、高齢福祉の分野での取組が重要となってきたこと等にかんがみ、本通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いいたします。

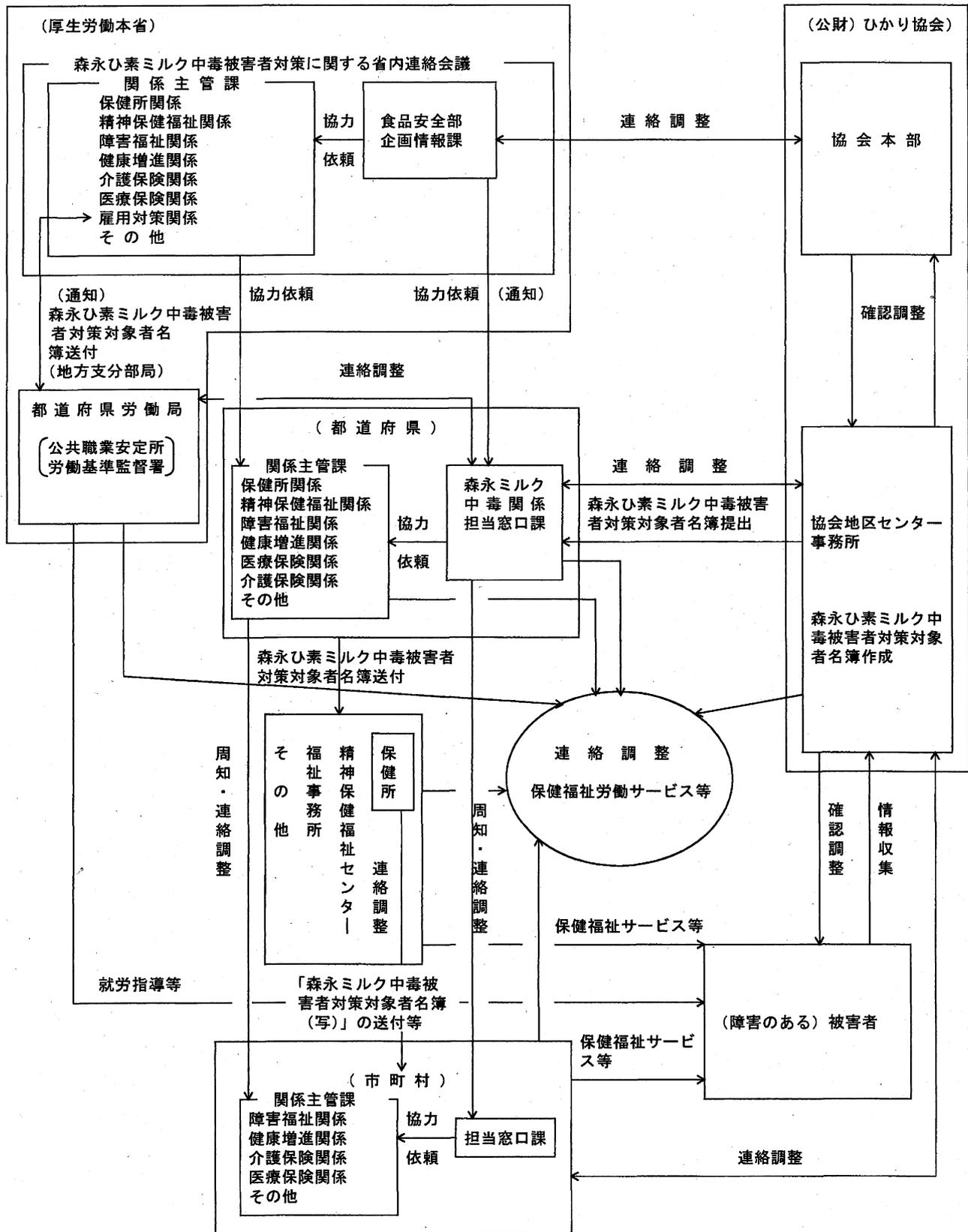
なお、本件については、健康局がん対策健康増進課及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

- 1 (公財)ひかり協会現地事務所から現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の提出があったときは、当該名簿に記載された者について、個人情報保護に留意するとともに、関係主管部局等と緊密な連携の下、障害のある被害者等が適切な保健福祉サービス等を受けられるよう配慮を願いたいこと。

(参考1)

森永ひ素ミルク中毒被害者対策



(参考2)

(公財) ひかり協会が障害のある被害者等に対する保健福祉労働サービスとして要望している事項

1 保健所に対する要望

- ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
- ② デイケア、健康教室、患者会、家族会の紹介等の情報提供と利用支援

2 福祉事務所に対する要望

- ① ケースワーカーによる定期・随時の訪問等

3 公共職業安定所に対する要望

- ① 職業相談
- ② 職業訓練
- ③ 職業紹介
- ④ 職業指導

4 市町村に対する要望

- ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
- ② 健康増進法に基づく保健事業やがん検診に関する情報提供等
- ③ 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供等
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法によるホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等の情報提供と利用支援
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による訓練施設の通所などの利用支援
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法による施設・グループホーム等の紹介と利用支援等

5 1から4の関係機関に対する共通要望

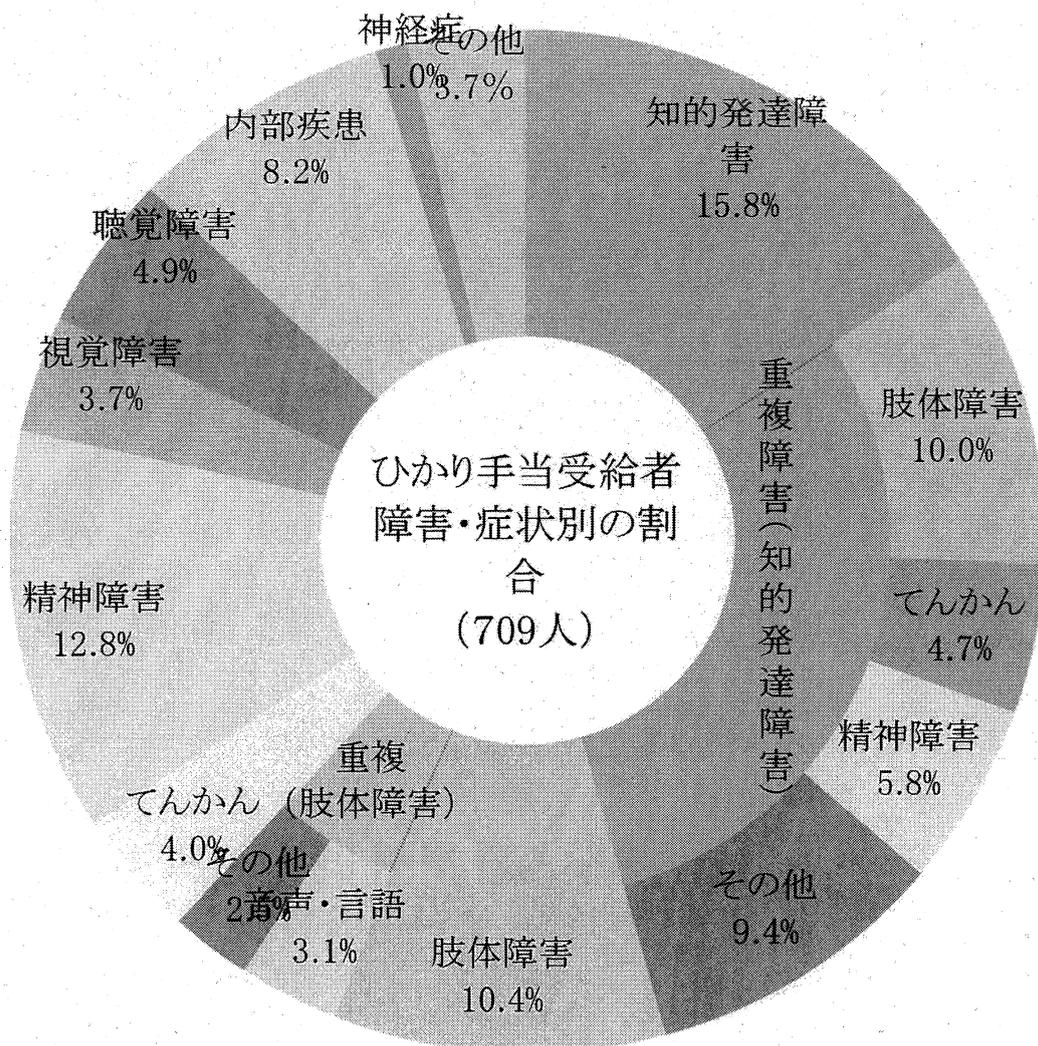
- ① 保健所や福祉事務所、公共職業安定所、市町村、主治医、相談支援事業者、居宅介護支援事業者等との連絡調整による支援ネットワークづくり
- ② 関係機関による連絡調整会議の開催、参加等

(参考3)

障害のある被害者の障害の状況

森永ひ素ミルク中毒被害者のうち障害のある被害者には、(公財)ひかり協会から生活援助の手当を支給しているが、この手当の支給対象者の障害の内容は下図のとおりである。

図 ひかり手当受給者の障害・症状別の状況 (2012年3月現在)



((公財)ひかり協会調べ)

三者会談確認書

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたつて救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であつて、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚生大臣	齋藤邦吉	署名	印
森永ミルク中毒のこどもを守る会理事長	岩月祝一	署名	印
森永乳業株式会社社長	大野勇	署名	印

食安企発第 0122001号
障 障 発 0122001号
平成19年1月22日

(平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)
(平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県
〔 衛生 主 管 部 (局) 長
障 害 保 健 福 祉 主 管 部 (局) 長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局
食 品 安 全 部 企 画 情 報 課 長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課 長

(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について (依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

食安企発0227第3号
老高発0227第1号
老振発0227第1号
老老発0227第2号
平成25年2月27日

各都道府県
〔 衛生主管部（局）長
介護保険主管部（局）長 〕

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
企画情報課長

厚生労働省老健局
高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の
介護サービスの利用等に関する相談への協力について（依頼）

（公財）ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところですが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、（公財）ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は（公財）ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あて周知をお願いします。

（参考）

三者会談確認書（昭和48年12月23日）

事務連絡
平成28年9月26日

各都道府県
〔 衛生主管部（局）
障害保健福祉主管部（局）
介護保険主管部（局） 〕 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部
企画情報課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
障害福祉課

厚生労働省老健局
総務課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組
に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業のうち、施設入所等の取組に関する支援については、別添のとおり協力を依頼するとともに、関係主管課長会議等において周知しているところです。

森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、高齢化に伴う心身機能の低下等により、障害福祉制度、介護保険制度によるものを問わず、今後の生活の場を確保する必要がますます高まっています。例えば、既に施設に入所している被害者において、医療機関での入院治療等のため、施設を退所せざるを得なくなった場合に、治療等の内容によっては、退院後に施設に再度入所することができず、やむなく転院による入院を継続することとなり、結果として、安定した生活の場を失う事例が生じています。

つきましては、このような事例の解消のためにも、被害者等又は（公財）ひかり協会から相談があった場合には、被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、施設入所等及びそのための事前対策に関する取組が促進されるよう、以下の取組例もご参考の上、引き続き、特段のご配慮をお願いするとともに、市町村においても適切な対応が行われるよう、別添の「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」及び「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービス利用等に関する相談への協力について（依頼）」と併せて管内市町村あて周知をお願いします。

（取組例）

- 1 関係部局、市町村等の関係行政機関が、緊密な連携の下、施設入所等の必要性が生じた被害者等から求めがあった場合には、被害者本人の置かれた状況を速やかに把握するとともに、施設事業者等とも必要に応じて連絡を取り合いながら、適切な制度やサービスの利用がなされるよう支援する。
- 2 施設入所が実現する等、被害者が安定した生活の場を確保するまでの間、前項の取組を継続するよう努める。

生食企発1127第1号
平成27年11月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部企画情報課長
(公 印 省 略)

「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」の一部改正について

公益財団法人ひかり協会が支給する「健康管理手当」の取扱いについては、「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」（平成26年8月28日食安企発0828第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長通知）によってお知らせしたところですが、平成27年11月15日に開催された、ひかり協会第186回理事会にて、同手当の支給要件及び内容の改正が決定され、平成27年12月1日以降の支給分から適用されることを踏まえ、当該通知の別添1を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしましたので、御留意ください。

なお、改正後も引き続き、同手当は保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、生活保護制度において収入として認定しない取扱いとなる旨を当省社会・援護局保護課と協議済みですので、念のため申し添えます。

貴職におかれては、これらの情報について十分に御了知いただき、併せて、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局等に対する周知をお願いします。

新旧対照表

<p>(新)</p>	<p>食安企発0828第2号 平成26年8月28日 (平成27年11月27日改正 生食企発1127第1号)</p>	<p>各都道府県衛生主管部(局)長 殿 厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長 (公印省略)</p>	<p>ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と 同手当の生活保護制度における取扱いについて</p> <p>公益財団法人ひかり協会が行う救済事業の実施に当たり、常日頃より、各種 の行政協力をいただいております。心より感謝申し上げます。 さて、ひかり協会において、今般、平成26年7月27日に開催した第178回理 事会において、従来、同協会が、生活保護受給者に必要に応じて支給してきた 「自立奨励金」について、受給者の高齢化に伴い給付の性格を自立奨励から健康 管理に見直すとともに額の適正化を行ってまいりました。 これを伴い、同協会において「健康管理手当」支給実施要綱(別添1)が策定 され、また、今般、制度の見直しにより創設された「健康管理手当」については、原 子爆弾被爆者に対する特別な出費に充てられる給付金であること認められるため、収入 様として認定しない取扱いとなる旨を、同協会に対して別添2のとおり通知して まいりました。あわせて情報提供いたします。 これらの情報については、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局な どの関係部局に対しても周知していただく、生活保護に関する事務を含めた必 要な事務が適切かつ円滑に進められるよう、特段のご配慮をお願いいたします。 なお、本件については、当省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し 添えます。</p>
<p>(旧)</p>	<p>食安企発0828第2号 平成26年8月28日</p>	<p>各都道府県衛生主管部(局)長 殿 厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長 (公印省略)</p>	<p>ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と 同手当の生活保護制度における取扱いについて</p> <p>公益財団法人ひかり協会が行う救済事業の実施に当たり、常日頃より、各種 の行政協力をいただいております。心より感謝申し上げます。 さて、ひかり協会において、今般、平成26年7月27日に開催した第178回理 事会において、従来、同協会が、生活保護受給者に必要に応じて支給してきた 「自立奨励金」について、受給者の高齢化に伴い給付の性格を自立奨励から健康 管理に見直すとともに額の適正化を行ってまいりました。 これを伴い、同協会において「健康管理手当」支給実施要綱(別添1)が策定 され、また、今般、制度の見直しにより創設された「健康管理手当」については、原 子爆弾被爆者に対する特別な出費に充てられる給付金であること認められるため、収入 様として認定しない取扱いとなる旨を、同協会に対して別添2のとおり通知して まいりました。あわせて情報提供いたします。 これらの情報については、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局な どの関係部局に対しても周知していただく、生活保護に関する事務を含めた必 要な事務が適切かつ円滑に進められるよう、特段のご配慮をお願いいたします。 なお、本件については、当省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し 添えます。</p>

新旧対照表

別紙

<p>(新)</p>	<p>(旧)</p>
<p>別添1</p> <p>ひかり手当及び健康管理費対象者が属する世帯が生活保護を受給した場合の「健康管理手当」支給実施要綱</p> <p>1. 「健康管理手当」支給の目的</p> <p>「ひかり手当支給基準」では、公的制度の活用を優先する立場から「被害者の属する世帯の収入額と該当するひかり手当（生活手当・調整手当）の額の合計額が生活保護基準を下回るとき、ひかり手当は支給しない（生活保護制度の活用を図る）」として、救済事業の趣旨から、健康面への課題に配慮するとともに、本人の自立を奨励するため、生活保護受給者には必要に応じて別途「自立奨励金」を支給してきた。またはこれに準じる慢性症状を有する者）については、生活保護を受給した場合も、生活保護費とは金銭的格が重ならないため「健康管理費」として継続して支給してきた。</p> <p>しかしながら、事件から約60年が過ぎ、高齢期を迎えるため、就労を最終的な目標とする自立の見込みは低くなる一方、ひかり手当及び健康管理費対象者には、健康課題に対する援助が重要になってきている。特に知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病など生活習慣病対策や、脳性まひなど肢体障害のある被害者の二次障害対策などを要する課題である。森永ひ素ミルク中毒事件の被害者は、事件の影響もあり、これらの健康問題によってADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の低下が起こり、これまでの生活維持が困難になる場合も生じている。</p> <p>これらの被害者の現状から、生活保護受給者の自立を奨励するための「自立奨励金」は役割を終えたものとし、今後ひかり手当及び健康管理費特1級対象者が、生活保護を受給した場合には「健康管理手当1級・2級」を支給する。併せて、現在の自立奨励に相当する部分については見直しを図る。健康管理費1・2級対象者に対しても、生活保護を受給した場合には「健康管理手当3級」の維持向上を図り、ひいては被害者の健康被害の回復に資することを目的としている。</p>	<p>別添1</p> <p>ひかり手当及び健康管理費対象者が属する世帯が生活保護を受給した場合の「健康管理手当」支給実施要綱</p> <p>1. 「健康管理手当」支給の目的</p> <p>「ひかり手当支給基準」では、公的制度の活用を優先する立場から「被害者の属する世帯の収入額と該当するひかり手当（生活手当・調整手当）の額の合計額が生活保護基準を下回るとき、ひかり手当は支給しない（生活保護制度の活用を図る）」として、救済事業の趣旨から、健康面への課題に配慮するとともに、本人の自立を奨励するため、生活保護受給者には必要に応じて別途「自立奨励金」を支給してきた。またはこれに準じる慢性症状を有する者）については、生活保護を受給した場合も、生活保護費とは金銭的格が重ならないため「健康管理費」として継続して支給してきた。</p> <p>しかしながら、事件から約60年が過ぎ、高齢期を迎えるため、就労を最終的な目標とする自立の見込みは低くなる一方、ひかり手当及び健康管理費対象者には、健康課題に対する援助が重要になってきている。特に知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病など生活習慣病対策や、脳性まひなど肢体障害のある被害者の二次障害対策などを要する課題である。森永ひ素ミルク中毒事件の被害者は、事件の影響もあり、これらの健康問題によってADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の低下が起こり、これまでの生活維持が困難になる場合も生じている。</p> <p>これらの被害者の現状から、生活保護受給者の自立を奨励するための「自立奨励金」は役割を終えたものとし、今後ひかり手当及び健康管理費を受給した場合には「健康管理手当1級・2級」を支給する。併せて、現在の自立奨励に相当する部分については見直しを図る。健康管理費1・2級対象者に対しても、生活保護を受給した場合には「健康管理手当3級」の維持向上を図り、ひいては被害者の健康被害の回復に資することを目的としている。</p>

新旧対照表

		(新)			(旧)		
2. 「健康管理手当」の支給基準 (1) 支給要件・支給内容など		支給要件	支給の趣旨	支給内容	支給要件	支給の趣旨	支給内容
健康 管理 手当 1級	生活保護を受けた者 生活保護を受けた者 生活保護を受けた者	①障害が重度のため、通常の就業が極めて困難な者 ②障害基礎年金を受給する程度の障害のある者 ③多くの健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入院雑費のほかに、重度の障害のため身体的負担を軽減するために必要な経費を充てる。	①支給額 30,000円～ 45,000円 ②上記の範囲で、理事長が認められた額	①障害が重度のため、通常の就業が極めて困難な者 ②障害基礎年金を受給する程度の障害のある者 ③多くの健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入院雑費のほかに、重度の障害のため身体的負担を軽減するために必要な経費を充てる。	①支給額 30,000円～ 45,000円 ②上記の範囲で、理事長が認められた額
健康 管理 手当 2級	生活保護を受けた者 生活保護を受けた者 生活保護を受けた者	①障害のため、就業の定着や家庭生活の維持などに困難を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入院雑費のほかに、障害のため身体的負担を軽減するために必要な経費を充てる。	①支給額 20,000円～ 30,000円 ②上記の範囲で、理事長が認められた額	①障害のため、就業の定着や家庭生活の維持などに困難を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入院雑費のほかに、障害のため身体的負担を軽減するために必要な経費を充てる。	①支給額 20,000円～ 30,000円 ②上記の範囲で、理事長が認められた額
健康 管理 手当 3級	生活保護を受けた者 生活保護を受けた者 生活保護を受けた者	①慢性的疾患または長期にわたる慢性生活に何らかの制限を受け、家庭生計に支障を及ぼす者 ②主治医から計画的・継続的・指導・訓練を要する者	慢性的疾患等のため、日常生活に十分な注意を要する必要があるため、必要経費を充てる。	①支給額 20,000円 (健康管理費1級相当の対象者) ②10,000円 (健康管理費2級相当の対象者)	①慢性的疾患または長期にわたる慢性生活に何らかの制限を受け、家庭生計に支障を及ぼす者 ②主治医から計画的・継続的・指導・訓練を要する者	慢性的疾患等のため、日常生活に十分な注意を要する必要があるため、必要経費を充てる。	①支給額 20,000円 (健康管理費特1級及び健康管理費1級相当の対象者) ②10,000円 (健康管理費2級相当の対象者)

(2) 支給期間 (略)
(3) 支給額の改定 (略)

(2) 支給期間 (略)
(3) 支給額の改定 (略)

新旧対照表

(旧)	(新)
(略) 別添2	(略) 別添2

食安企発0828第2号
平成26年8月28日
(平成27年11月27日改正 生食企発1127第1号)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長
(公 印 省 略)

ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と
同手当の生活保護制度における取扱いについて

公益財団法人ひかり協会が行う救済事業の実施に当たり、常日頃より、各種の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

さて、ひかり協会においては、今般、平成26年7月27日に開催した第178回理事会において、従来、同協会が、生活保護受給者に必要に応じて支給してきた「自立奨励金」について、受給者の高齢化に伴い給付の性格を自立奨励から健康管理に見直すとともに額の適正化を行ったうえで「健康管理手当」に見直すことを決定いたしました。

これに伴い、同協会において「健康管理手当」支給実施要綱(別添1)が策定されましたので、各種行政協力等を行うに際しての参考としていただきますよう、お願い申し上げます。

また、今般、制度の見直しにより創設された「健康管理手当」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取扱いとなる旨を、同協会に対して別添2のとおり通知していますので、あわせて情報提供いたします。

これらの情報については、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局などの関係部局に対しても周知していただき、生活保護に関する事務を含めた必要な事務が適切かつ円滑に進められるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本件については、当省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

ひかり手当及び健康管理費対象者が属する世帯が生活保護を受給した場合の
「健康管理手当」支給実施要綱

1. 「健康管理手当」支給の目的

「ひかり手当支給基準」では、公的制度の活用を優先する立場から「被害者の属する世帯の収入額と該当するひかり手当（生活手当・調整手当）の額との合算額が生活保護基準を下回るとき、ひかり手当は支給しない（生活保護制度の活用を図る）」としている。ただ、救済事業の趣旨から、健康面への課題に対応するとともに、本人の自立を奨励するため、生活保護受給者には必要に応じて別途「自立奨励金」を支給してきた。

また、健康管理費対象者（慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有する者）については、生活保護を受給した場合も、生活保護費とは金銭的性格が重ならないため「健康管理費」として継続して支給してきた。

しかしながら、事件から約60年が過ぎ、高齢期を迎えるため、就労を最終的な目標とする自立の見込みは低くなる一方、ひかり手当及び健康管理費対象者には、健康課題に対する援助が重要になってきている。特に知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病など生活習慣病対策や、脳性まひなど肢体障害のある被害者の二次障害対策は急を要する課題である。森永ひ素ミルク中毒事件の被害者は、事件の影響もあり、これらの健康問題によってADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の低下が起こり、これまでの生活維持が困難になる場合も生じている。

これらの被害者の現状から、生活保護受給者の自立を奨励するための「自立奨励金」は役割を終えたものとし、今後ひかり手当及び健康管理費特1級対象者が、生活保護を受給した場合には「健康管理手当1級・2級」を支給する。併せて、現在の自立奨励に相当する部分については見直しを図る。健康管理費1・2級対象者に対しても、生活保護を受給した場合には「健康管理手当3級」を支給する。なお、「健康管理手当」については、被害者のQOL（生活の質）の維持向上を図り、ひいては被害者の健康被害の回復に資することを目的としている。

2. 「健康管理手当」の支給基準

(1) 支給要件・支給内容など

	支給対象	支給要件	支給の趣旨	支給内容
健康管理手当 1級	生活保護を受給した生活手当相当の対象者	①障害が重度のため、通常の就業が極めて困難な者 ②障害基礎年金を受給する程度の障害のある者 ③多くの健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入通院雑費のほか、重度の障害のために必要となる身体的な負担を軽減するための出費に充てる。	①支給額 30,000円～45,000円 ②上記の範囲で、理事長が認めた額
健康管理手当 2級	生活保護を受給した調整手当相当及び健康管理費特1級相当の対象者	①障害のため、就業の定着や家庭生活の維持などに困難が長期に持続している者 ②一定の健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入通院雑費のほか、障害のために必要となる負担を軽減するための出費に充てる。	①支給額 20,000円～30,000円 ②上記の範囲で、理事長が認めた額
健康管理手当 3級	生活保護を受給した健康管理費1・2級相当の対象者	①慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有するため、長期にわたって就業または家庭生活に何らかの制限を受けた者 ②主治医から計画的・継続的に日常の健康管理の指導・訓練を要する者	慢性的疾患等のため、日常十分に健康上の注意を行う必要があり、そのために必要な出費に充てる。	①支給額 ア. 20,000円 (健康管理費1級相当の対象者) イ. 10,000円 (健康管理費2級相当の対象者)

(2) 支給期間

ひかり手当・健康管理費の支給期間と一致させる。また、支給期間中に生活保護を受給しなくなった場合は、ひかり手当・健康管理費の支給に切り替える。

(3) 支給額の改定

原則として改定はしない。ただし健康状態が大きく変化した場合には、地区センター長判断で本部申請を行い、「健康管理手当」支給基準に基づき支給額の改定を行う。

食安企発0828第1号
平成26年8月28日

公益財団法人ひかり協会
理事長 遠藤 明 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と
同手当の生活保護制度における取扱いについて【回答】

平成26年8月28日ひかり本部第38号によりご依頼・ご照会のありました標記につ
いて、下記のとおり、ご回答いたします。

記

1 「健康管理手当」の生活保護制度上の取扱いについて

- (1) 生活保護制度においては、受給者の収入は原則として保護費と調整することと
していますが、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したの
は、法の目的である自立助長や社会通念上の観点から適当でない場合がある
ため、個別に当該金銭の性質や支給方法、使われ方等を総合的に判断して、
特定の金銭については収入として認定しない取扱いをしています。
- (2) 今般、貴協会が支給することとしている「健康管理手当」については、原子爆弾
被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、
保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として
認定しない取扱いとなります。
- (3) なお、本件については、社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えま
す。

2 「健康管理手当」の趣旨・内容等に係る周知について

「健康管理手当」の趣旨・内容について、及び、その生活保護制度上の取扱いに
ついて、別紙により、関係都道府県に対して周知いたしましたので、お知らせしま
す。

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)

公益財団法人ひかり協会(以下「ひかり協会」という。)が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業(以下「救済事業」という。)の実施にあたり、常日頃より、各種の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

さて、ひかり協会においては、これまで、約 6,000 人の被害者の方々のため様々な救済事業等を行っているところであり、これらの救済事業等を実施するためには被害者の方々の住所などの連絡先の把握が必要となります。このため、被害者が転居等をされた場合には、ひかり協会に連絡を入れていただくよう、ひかり協会から被害者の方々に周知しているところですが、ごくまれに、その連絡が漏れてしまい、ひかり協会が当該被害者の住所などの連絡先を把握できないケースが生じていると聞いています。

この場合には、ひかり協会から都道府県を通じて各市区町村に対して、被害者の転居先情報の照会を行っており、これに対して、多くの市区町村においては、各区市町村の個人情報保護に関する条例に基づき、

(1) 当該被害者の転居先の市区町村に対し、

① 当該市区町村に転居した当該被害者に係る転居先情報をひかり協会に提供することについて当該被害者の同意を得られるよう依頼するとともに、

② 当該同意を得られた場合には、ひかり協会に当該被害者の転居先情報を提供する、

(2) 被害者のための救済事業等を行っているひかり協会に転居先情報を提供することは、明らかに当該被害者の利益になるとの判断のもとに、ひかり協会に当該被害者の転居先情報を提供する、

といった対応を取っていただいているところです。

しかしながら、各市区町村における個人情報保護に係る制度や運用によっては、ごくまれに、ひかり協会に対して、被害者の転居先情報を提供できない旨の回答をされる市区町村もあると聞いております。

このような実情を踏まえ、個人情報保護制度の厳格な運用の重要性については十分承知しつつも、ひかり協会が行っている各種の公益事業の重要性に鑑み、管下市区町村にひかり協会から被害者の転居先情報に関する照会があったときには、上記のような運用が可能であることも十分に勘案していただいたうえで、各都道府県におかれましては、ひかり協会への協力が得られるよう、管下市区町村に対して周知するとともに、必要な調整等を行っていただくことにつき、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

平成29年度 リスクコミュニケーション等実績一覧

●意見交換会等

平成30年3月末現在

開催日	テーマ	対象者	主催等	開催地	
6月	27日	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品の安全を守る取組「農場から食卓まで！」～	一般消費者	食品関係4府省	広島県 広島市
7月	5日	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品の安全を守る取組「農場から食卓まで！」～	一般消費者	食品関係4府省	北海道 札幌市
	11日	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品の安全を守る取組「農場から食卓まで！」～	一般消費者	食品関係4府省	神奈川県 横浜市
	26日	夏休み子ども食品衛生監視隊員 第4期生募集！～夏休み特別 ミッション「輸入果物を調査せよ！」～	小学生(4～6 年) 保護者	厚生労働省 東京検疫所 大田区保健所	東京都 江東区
	21-23日	食品に関するリスクコミュニケーション 知ろう！考えよう！親子で学ぶ、食品中の放射性物質～夏休み 2017 宿題・自由研究大作戦！～	小学生(1～6 年)、中学生 保護者	食品関係4府省	東京都 江東区
	28-29日	食品に関するリスクコミュニケーション 知ろう！考えよう！親子で学ぶ、食品中の放射性物質～夏休み 2017 宿題・自由研究大作戦！～	小学生(1～6 年)、中学生 保護者	食品関係4府省	宮城県 仙台市
8月	2-3日	子ども読書見聞学デー	小学生(1～6 年)、中学生 保護者	文部科学省主唱 各府省庁が連携	本省
	18-19日	食品に関するリスクコミュニケーション 知ろう！考えよう！親子で学ぶ、食品中の放射性物質～おおさか 食育フェスタ2017～	小学生(1～6 年)、中学生 保護者	食品関係4府省	大阪府 大阪市
10月	27日	食品に関するリスクコミュニケーション ～今、改めて考える 食品中の放射性物質に対する現状と取組～	一般消費者	食品関係4府省	東京都 台東区
11月	1日	食品に関するリスクコミュニケーション ～今、改めて考える 食品中の放射性物質に対する現状と取組～	一般消費者	食品関係4府省	宮城県 仙台市
	7日	食品に関するリスクコミュニケーション ～今、改めて考える 食品中の放射性物質に対する現状と取組～	一般消費者	食品関係4府省	愛知県 名古屋市
	21日	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考える～	一般消費者	食品関係4府省	福島県 福岡市
12月	1日	食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会(平成 29年度HACCP普及推進地方連絡協議会)	一般消費者	厚生労働省	東京都 千代田区
	4日	食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会(平成 29年度HACCP普及推進地方連絡協議会)	一般消費者	厚生労働省	北海道 札幌市
	5日	食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会(平成 29年度HACCP普及推進地方連絡協議会)	一般消費者	厚生労働省	広島県 広島市
	11日	食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会(平成 29年度HACCP普及推進地方連絡協議会)	一般消費者	厚生労働省	大阪府 大阪市
	12日	食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会(平成 29年度HACCP普及推進地方連絡協議会)	一般消費者	厚生労働省	愛知県 名古屋市
	13日	食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会(平成 29年度HACCP普及推進地方連絡協議会)	一般消費者	厚生労働省	宮城県 仙台市
		食品に関するリスクコミュニケーション～健康食品に関する最近の 話題「健康食品との付き合い方を考える」～	一般消費者	食品関係3府省	東京都 千代田区
15日	食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会(平成 29年度HACCP普及推進地方連絡協議会)	一般消費者	厚生労働省	福岡県 福岡市	
2月	1日	食品に関するリスクコミュニケーション ～知ろう、考えよう、輸入食 品の安全性～	一般消費者	厚生労働省	大阪府 大阪市
	7日	食品に関するリスクコミュニケーション ～知ろう、考えよう、輸入食 品の安全性～	一般消費者	厚生労働省	東京都 千代田区

●啓発資材の作成

食肉等による食中毒予防

(クリアファイル)



(両面リーフレット)

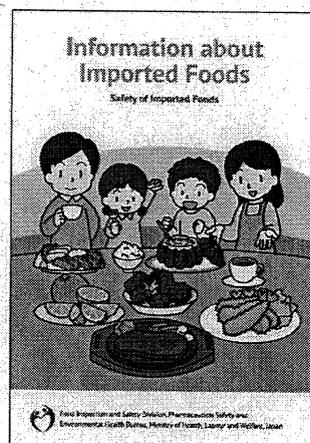


(リーフレット)



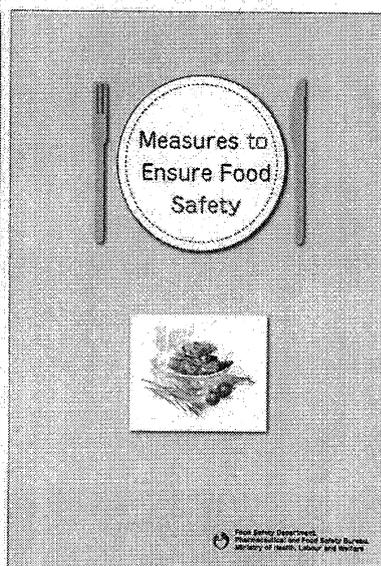
知りたい輸入食品～輸入食品の安全確保～ 日本語版/英語版

(パンフレット)



食品の安全確保に向けた取組 日本語版/英語版

(パンフレット)



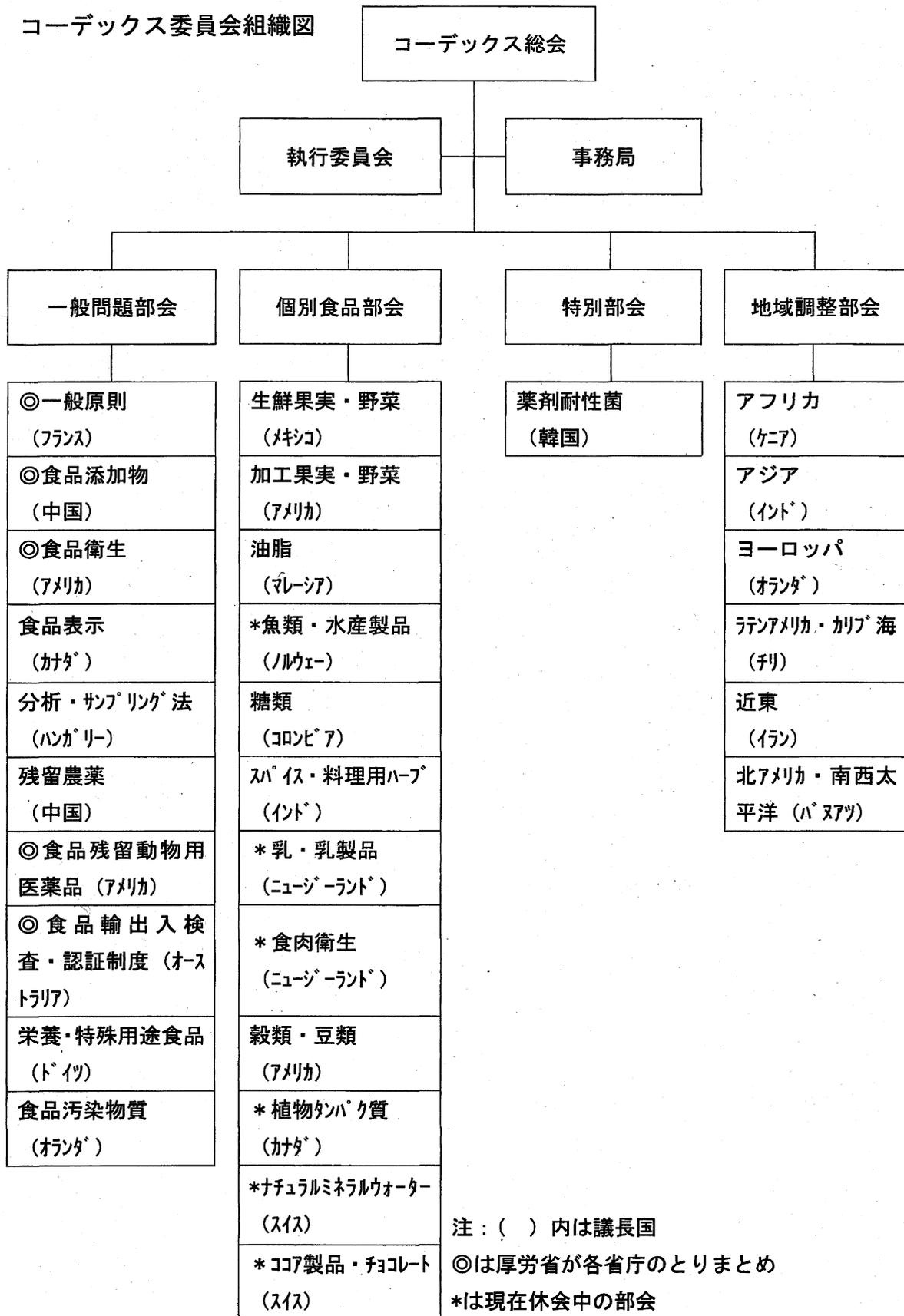
コーデックス委員会 平成 29 年度会議内容（当省関連部会）

部会名（開催年月日）	主な合意事項
<p>第 49 回食品添加物部会 （平成 29 年 3 月 20 日～24 日）</p>	<p>・食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品分類 01.2 「発酵乳及びレンネットミルク製品（プレーン）」から 08.4 「食用ケーシング（ソーセージのケーシング等）」までの食品添加物条項（「着色料」及び「甘味料」の機能のある食品添加物等の条項を除く。）の案及び原案について総会に諮ることなどが合意された。</p>
<p>第 11 回食品汚染物質部会 （平成 29 年 4 月 3 日～7 日）</p>	<p>・コメ中ヒ素の汚染の防止、低減のための実施規範原案を総会に諮ることなどが合意された。</p>
<p>第 49 回残留農薬部会 （平成 29 年 4 月 24 日～29 日）</p>	<p>・食品又は飼料中の農薬について、26 農薬の最大残留基準値 (MRL) の策定及び改訂案、9 農薬の MRL の廃止案を総会に諮ることなどが合意された。</p>
<p>第 23 回食品輸出入検査・認証制度部会 （平成 29 年 5 月 1 日～5 日）</p>	<p>・国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関するガイダンス案について総会に諮ることなどが合意された。</p>
<p>第 40 回コーデックス総会 （平成 29 年 7 月 17 日～22 日）</p>	<p>・各部会から承認を求められた 42 の規格が最終採択、29 の新規作業が承認された。その他コーデックスの運営等について議論された。 ・乳・乳製品部会について、無期限休止が合意された。</p>
<p>第 49 回食品衛生部会 （平成 29 年 11 月 13 日～17 日）</p>	<p>・魚類及び水産製品に関する実施規範（CXC 52-2003）のヒスタミン管理ガイダンス文書の原案を総会に諮ることなどが合意された。</p>

今後の会議予定

開催予定日	部会名 (開催予定国)
平成 30 年 3 月 12 日～16 日	第 12 回食品汚染物質部会 (オランダ)
3 月 26 日～30 日	第 50 回食品添加物部会 (中国)
4 月 9 日～14 日	第 50 回残留農薬部会 (中国)
4 月 23 日～27 日	第 24 回食品残留動物用医薬品部会 (米国)
5 月 7 日～11 日	第 39 回分析・サンプリング法部会 (ハンガリー)
6 月 26 日～29 日	第 75 回執行委員会 (イタリア)
7 月 2 日～6 日	第 41 回コーデックス総会 (イタリア)
7 月 7 日	第 76 回執行委員会 (イタリア)
10 月 22 日～26 日	第 24 回食品輸出入検査・認証制度部会 (オーストラリア)
11 月 12 日～16 日	第 50 回食品衛生部会 (パナマ)
11 月 26 日～30 日	第 40 回栄養・特殊用途食品部会 (ドイツ)
12 月 3 日～7 日	第 6 回薬剤耐性に関する特別部会 (未定)

コーデックス委員会組織図



注：() 内は議長国

◎は厚労省が各省庁のとりまとめ

*は現在休会中の部会